

機密保持レベル D

防カビS I A Aマーク管理運用規定

(S I A Aマーク管理規定の中に防カビS I A Aマークに関する規定も含まれることになったため、本規定は廃棄する。)

1. 目的

防カビ加工製品等に S I A A マークを表示することは、当該製品が抗菌製品技術協議会（以下本会という）の規定する安全基準を満たした防カビ剤ポジティブリストから選定された防カビ剤を、安全な範囲内で配合使用し、本会が規定する防カビ効果確認試験を合格するに足る防カビ性能を有していることを示し、本会のガイドラインに沿って自主管理され、かつ本会に登録された上でホームページに情報公開されていることを示すと共に、その製品に使用されている防カビ剤の種類、加工方法および加工部位を表示することにより、消費者がより良い品質と安全性を確保した防カビ加工製品を適切に選択できるようにし、もって関連業界の健全な発展および国民生活の向上に寄与することを目的とする。

2. 防カビ S I A A マークの表示条件

2-1. 防カビ加工製品に防カビ S I A A マークを表示できるのは、次のいずれかの場合を除き当該製品を本会に自主登録した本会正会員のみとする。

(1) その製品を本会に自主登録した正会員会社名が表示されている防カビ加工製品を取り扱う会社

(2) 自主登録された防カビ加工製品を販売している会社であって、自主登録した正会員会社から同販売会社が防カビ S I A A マーク表示趣旨を理解同意しており、かつ上記防カビ加工製品に関する一切の責任が正会員会社にあることを確認する書面が提出されている会社。

2-2. 次に示す各号にすべて合致する防カビ加工製品は、原則として防カビ S I A A マークを表示することができる。

(1) 本会の「品質と安全性に関する自主規格」などのガイドラインに沿って自主管理された防カビ加工製品

(2) 本会に「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅢ」に防カビ S I A A マークを表示することを明記し、自主登録が完了した防カビ加工製品。自主登録時は防カビ S I A A マーク表示の予定ではなかったが、後日、表示することになった場合は、「入会・自主登録データシートⅢ」に追記し、再登録すること。なお、自主登録の完了は本会が「自主登録受理通知書」を発行した時点とする。

入会・自主登録データシートには防カビ S I A A マーク、取扱説明書、カタログ等を添付すること。（原稿、ゲラ刷りの段階が望ましい）

(3) 本会の正会員が製造または販売している防カビ加工製品。

3. 防カビ SIAA マークの要件

(1) 構成

防カビ加工製品の防カビ SIAA マークは、「基本図形」、「加工方法および加工部位を示す文字情報」、「登録番号」、並びに「防カビ SIAA マークの主旨の説明文」「防カビポジティブリスト番号」から構成される。なお希望する場合は、「加工方法および加工部位を示す文字情報」、「登録番号」を SIAA マークより削除することができ、また防カビ剤の製品名または成分名を追加記載することができる。但し、削除した「加工方法および加工部位を示す文字情報」、「登録番号」は製品又は包装、パンフレット等の販売資料に表示することを原則とする。

(2) 表示色

基本図形、文字情報および、登録番号の色については基本表示色を定めるが、その他の色でもよく、同一の単色とする。防カビ SIAA マークの主旨の説明文の色は特に定めないが、単色とする。

基本表示色：XXXXXXXX

(3) 基本図形の大きさ、文字情報および、説明文の字体

標準防カビ SIAA マーク版下（別紙）に準じた大きさ、字体とするが、マークの全体的なイメージが変わらないように配慮する。

(4) 文字情報

基本図形に付属する防カビ加工方法および防カビ加工部位を示す文字情報は、次の①および②に示す文字情報の組み合わせとする。

① 防カビ加工方法

自主登録で申請の、練り込み、塗装、印刷および、焼成のいずれかの用語を使用する。ただし、該当するものがない時は消費者にわかりやすい用語を申請した上で使用する。

② 防カビ加工部位

自主登録で申請の防カビ加工部位を使用する。部分の場合は、消費者にわかりやすい用語を申請した上で使用する。

(5) 防カビ SIAA マークの主旨の説明文

説明文は、『防カビ SIAA マークは、防カビ剤ポジティブリストに登録された防カビ剤のみを使用し、抗菌製品技術協議会ガイドラインで品質管理・情報公開された製品に表示されています。』とする。

説明文は本規定第 3 項第 6 号（表示媒体）の中で、新聞・雑誌・ネット広告、

機密保持レベル D

取扱説明書、TV・ラジオコマーシャル、ホームページ等、形状・機能等の点で説明文を掲載または放送することができる媒体において、消費者にわかりやすい部分で明瞭に掲載または放送されなければならない。ただし、防カビ加工製品の本体においては、これを省略することができる。

(6) 表示媒体

防カビ SIAA マークは「自主登録受理通知書」に記載された製品に関して次のような表示媒体に表示することができる。

① 防カビ加工製品等

本体だけでなく、それに付属する包装箱、ラベル、取扱説明書等を含む。

② パンフレット、広告等

防カビ剤または防カビ加工製品等に関するカタログ、パンフレット、技術資料、新聞・雑誌・ネット広告、TV コマーシャル、ホームページ等の媒体を含む。

4. 調査報告

抗菌製品技術協議会は防カビ SIAA マークの表示に関し、会員に対して調査受入れおよび報告を求めることができる。

5. 防カビ SIAA マークの適正な運用

抗菌製品技術協議会は、会員の防カビ SIAA マーク表示者に対し、当該マーク使用申請時の内容と異なる表示を認めた場合には、改善を要請することができる。

制定：平成 16 年 12 月 1 日